

■ 森林境界明確化について

No	質問	回答
1	地番リストにない森林がある場合はどうすればよいか。	本日については、説明会終了後に受付で確認させていただきます。 また、次回の個別説明会時にも確認することができます。
2	他府県在住の方が森林を所有している場合、連絡はしているのか。	他府県の方にも同様にご案内を送付しており、境界の説明を進める予定です。広くご案内して情報収集を進めさせていただきます。
3	くい打ちや現地立ち合いはしないのか。	現地でのくい打ちや立ち合いは、本事業では実施する予定はありません。あくまで、パソコン・図面上で所有者の皆さまにご確認いただきながら進めていく予定です。
4	説明会に参加できる場合は、委任状を出す必要はないということでしょうか。	その際にご提出の必要はございません。委任状は所有している森林の場所が全くご存じない方が、ほかの方（市を含む）に境界の確認をお願いするために用意させていただいております。 なお、もし委任状を提出された場合であっても、個別説明会に参加いただくことは可能です。

■ 福知山市の森林経営管理制度の取組について

No	質問	回答
5	経済林と非経済林の線引きはどうやって判断されるのか。奥山（山の頂上付近）などは非経済林となるのか。	経済林と非経済林は、『林業事業者から見て、その森林（＝スギ・ヒノキなどの人工林）が、木材の搬出が見込め所有者に還元ができるか、または還元まではできずとも、森林所有者に金銭的負担をかけずに森林整備が可能かどうか』という基準で決まります。 したがって、地理的状況（傾斜や林道との距離等）は重要な要素ではありますが、スギ・ヒノキの生育状況等様々な要因も影響します。 例えば奥山であっても、里に近い山裾の所有者から奥山の所有者まで市の取組に御協力いただいた場合、作業道の開設を含む一体的な整備が可能となるため、経済林として利用できる可能性が上がります。
6	山を手放したく、福知山市に所森林を寄付することはできるのか。	現状、市は売買や寄付の受付をしておりません。このほか、法務局が所管をしている相続土地の国庫帰属制度があるが、山林についてはハードルが高い状況です。 なお、本事業の完了時に所有者の皆さまにお渡しする森林境界カルテを使って、市内の林業事業者と所有者が直接協議し、売買に進んだ事例があります。

■ その他の質問について

No	質問	回答
7	京都府の森林簿とはどういうものか。	京都府が作成している森林計画図に紐づく所有者等の情報です。樹種や林相などの情報が記載されているが、情報の正確性が十分でない場合がございます。
8	この業務は地籍調査とは違うということだが、最新技術を使った成果を、登記に活用しないのはもったいないと思う。活用の可能性はないのか。	地籍調査への活用のお考えは市としてもその通りだと考えています。しかしながら、登記情報に反映するには法務局との協議が必要となり、また、登記を変更する場合は所有者のご負担も発生する可能性があります。 林野庁においても、森林の境界明確化の成果を地籍調査に活用することを推奨しているため、本事業で得た情報は、積極的に連携・共有していく予定です。